

○内閣府令第 号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第八条第一項、第十条第二項第八号、第十六条の二第六項第一号、第五十二条の四十四第三項、第五十二条の五十八、第五十二条の六十の十一第二項及び第五十三条第一項第八号、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二十三第六項第一号及び第八十七条第一項第六号、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第七条の二第一項並びに保険業法（平成七年法律第百五号）第百六条第六項第一号の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(営業所等の設置等の届出等)</p> <p>第九条 法第八条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 営業所(第一号に規定する営業所及び前号に規定する出張所を除き、法第十五条第一項に規定する休日以外の日の第十六条第一項に規定する営業時間の全部においてその業務を営むものに限る。)の設置をする場合</p> <p>四 出張所の種類の変更をする場合</p> <p>五・六 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>(業務の代理又は媒介)</p> <p>第十三条 法第十条第二項第八号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>「一〜四 略」</p> <p>四の二 貸金業者(貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者をいい、第十七条の三第二項第七号に掲げる業務を主として営む会社に限る。)が営む貸金業(同法第二条第一項に規定する貸金業をいい、当該業務に附帯して営むものに限る。)の業務の媒介</p>	<p>(営業所等の設置等の届出等)</p> <p>第九条 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>三・四 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>(業務の代理又は媒介)</p> <p>第十三条 「同上」</p> <p>「一〜四 同上」</p> <p>「号を加える。」</p>

〔五〇七 略〕

(外国特定金融関連業務会社の業務)

第十七条の四の四 法第十六条の二第六項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第十七条の三第二項第二号、第七号から第九号まで及び第十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務とする。

(銀行代理業の許可の審査)

第三十四条の三十七 金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

〔一〇三 略〕

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

〔イ〇八 略〕

二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。)前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者(法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう

〔五〇七 同上〕

(外国特定金融関連業務会社の業務)

第十七条の四の四 法第十六条の二第六項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第十七条の三第二項第二号、第七号、第八号及び第十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務とする。

(銀行代理業の許可の審査)

第三十四条の三十七 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 〔同上〕

〔イ〇八 同上〕

二 〔同上〕

。ト(1)において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

〔1〕(8) 略〕

(9) 貸金業法第六條第一項の規定により同法第三條第一項の登録の更新を拒否され、又は同法第二十四條の六の四第一項若しくは第二十四條の六の五第一項の規定により同法第三條第一項の登録を取り消された場合

〔10〕・〔11) 略〕

〔ホ〕チ 略〕

〔五〕七 略〕

(顧客情報の使用に係る書面による同意等)

第三十四條の四十八 銀行代理業者(所属銀行又は所属銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社であるものを除く。以下この条において同じ。)は、銀行代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報(その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金等、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報(前条において準用する第十三條の六の六に規定する情報及び前条において準用する第十三條の六の七に規定する特別の非公開情報を除く。))をいう。が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務(保険募集及び保険媒介業務に係る業務を

〔1〕(8) 同上〕

(9) 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第六條第一項の規定により同法第三條第一項の登録の更新を拒否され、又は同法第二十四條の六の四第一項若しくは第二十四條の六の五第一項の規定により同法第三條第一項の登録を取り消された場合

〔10〕・〔11) 同上〕

〔ホ〕チ 同上〕

〔五〕七 同上〕

(顧客情報の使用に係る書面による同意等)

第三十四條の四十八 銀行代理業者は、銀行代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報(その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金等、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報(前条において準用する第十三條の六の六に規定する情報及び前条において準用する第十三條の六の七に規定する特別の非公開情報を除く。))をいう。が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務(保険募集及び保険媒介業務に係る業務を除く。次項において同じ。)に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

除く。次項において同じ。）に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

〔2・3 略〕

（所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置）

第三十四条の六十三 所属銀行は、銀行代理業者の銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 〔略〕

二 銀行代理業者（所属銀行の属する銀行持株会社グループに属する銀行であるものを除く。以下この号において同じ。）における銀行代理業に係る業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、銀行代理業者が当該銀行代理業の業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じて改善させる等、銀行代理業者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

〔三〇九 略〕

2 〔略〕

（顧客情報の使用に係る同意等）

第三十四条の六十三の十九 電子決済等取扱業者（委託銀行又は委託銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社であるものを除く。

〔2・3 同上〕

（所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置）

第三十四条の六十三 〔同上〕

一 〔同上〕

二 銀行代理業者における銀行代理業に係る業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、銀行代理業者が当該銀行代理業の業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じて改善させる等、銀行代理業者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

〔三〇九 同上〕

2 〔同上〕

（顧客情報の使用に係る同意等）

第三十四条の六十三の十九 電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報（その役員又

以下この条において同じ。)は、電子決済等取扱業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報(その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金等又は為替取引に関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報(前条に規定する特別の非公開情報を除く。)をいう。)が、事前にインターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務(電子決済等取扱業及び電子決済等取扱業に付随する業務以外の業務をいう。以下この条において同じ。)に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

〔2・3 略〕

(届出事項)

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕三の六 略〕

三の七 第九条第一項第一号に規定する営業所(出張所を除く。)

以下この号において同じ。)を当該営業所以外の営業所(同項第三号に規定する営業所を除く。)としようとする場合

三の八 第九条第一項第一号に規定する営業所を当該営業所以外の営業所(出張所のうち臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備であるものを除く。)とした場合(前号又は第四号の三に該当する場合を除く。)

は使用人が職務上知り得た顧客の預金等又は為替取引に関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報(前条に規定する特別の非公開情報を除く。)をいう。)が、事前にインターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務(電子決済等取扱業及び電子決済等取扱業に付随する業務以外の業務をいう。以下この条において同じ。)に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

〔2・3 同上〕

(届出事項)

第三十五条 〔同上〕

〔一〕三の六 同上〕

三の七 第九条第一項第一号に規定する営業所を当該営業所以外の営業所(出張所のうち臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備であるものを除く。)としようとする場合

〔号を加える。〕

四 「略」

四の二 第九条第一項第三号に規定する営業所の設置をした場合

四の三 出張所の種類の変更をした場合

五 第九条の二第三項第二号に規定する出張所の廃止又は外国に所在する営業所の位置の変更（次号又は第九条第一項第五号若しくは第六号に該当する場合を除く。）をしようとする場合

五の二 外国に所在する出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。）の廃止又は位置の変更（第九条第一項第五号又は第六号に掲げる場合を除く。）をした場合

「号を削る。」

六〇六の六 「略」

七 銀行の営業所（出張所を除く。）の全部又は一部において、第十六条第三項の規定による営業時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する営業時間以外の時間においてのみその業務を営むものの設置に係る場合及び第三号の七に該当する場合を除く。）

七の二 銀行の出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。）の全部又は一部において、第十六条第三項の規定による営業時間の変更をした場合（同条第一項に規定する営業

四 「同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

五 第九条の二第三項第二号に規定する出張所の廃止又は外国に所在する営業所の位置の変更（次号又は第九条第一項第三号若しくは第四号に該当する場合を除く。）をしようとする場合

五の二 外国に所在する出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。）の廃止又は位置の変更（第九条第一項第三号又は第四号に掲げる場合を除く。）をした場合

六 法第十条第二項に規定する業務（金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において営む業務の内容の変更をした場合

六〇二の六の七 「同上」

七 銀行の営業所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。）の全部又は一部において、第十六条第三項の規定による営業時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する営業時間以外の時間においてのみその業務を営むものの設置に係る場合及び第三号の七に該当する場合を除く。）

「号を加える。」

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>時間以外の時間においてのみその業務を営むものの設置に係る場合及び第三号の八に該当する場合を除く。)</p> <p>〔八〇四十三 略〕</p> <p>〔二〇六 略〕</p> <p>7 銀行、銀行主要株主（銀行主要株主であつた者を含む。）、銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）、銀行代理業者、電子決済等取扱業者又は電子決済等代行業者は、法第五十三条第一項から第六項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。</p> <p>一 第一項第六号の五又は第二十九号に掲げる場合 次に掲げる書面</p> <p>〔イ〕ホ 略〕</p> <p>〔二〕六 略〕</p> <p>8 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 第一項第三号の八から第四号の三まで、第五号の二又は第七号の二に該当するときの届出</p> <p>〔三〕五 略〕</p> <p>〔九〕13 略〕</p>	<p>〔八〇四十三 同上〕</p> <p>〔二〇六 同上〕</p> <p>7 〔同上〕</p> <p>一 第一項第六号の六又は第二十九号に掲げる場合 次に掲げる書面</p> <p>〔イ〕ホ 同上〕</p> <p>〔二〕六 同上〕</p> <p>8 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 第一項第四号、第五号の二又は第六号に該当するときの届出</p> <p>〔三〕五 同上〕</p> <p>〔九〕13 同上〕</p>
---------------------------	--	--

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第二条 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定款の変更等の認可を要しない場合)</p> <p>第十七条 法第三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 次に掲げる事項に係る定款の変更をする場合</p> <p>「イ〜ニ 略」</p> <p>ホ 従たる事務所の設置、位置の変更（主たる事務所の位置の変更を含む。）、種類の変更（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもつて業務が行われているもの（以下「出張所」という。）から出張所以外の従たる事務所へ及び出張所以外の従たる事務所から出張所への変更をいう。）、廃止又は名称の変更（所在地が外国の場合を除く。）</p> <p>「三・四 略」</p> <p>(外国銀行代理業務に係る届出)</p> <p>第五十三条の四 信用金庫連合会は、法第五十四条の二第二項後段の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>「一〜五 略」</p>	<p>(定款の変更等の認可を要しない場合)</p> <p>第十七条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>「イ〜ニ 同上」</p> <p>ホ 従たる事務所の設置、位置の変更（主たる事務所の位置の変更を含む。）、種類の変更（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもつて業務が行われているもの（以下この号並びに第百条第一項第五号及び第八号の二において「出張所」という。）から出張所以外の従たる事務所へ及び出張所以外の従たる事務所から出張所への変更をいう。）、廃止又は名称の変更（所在地が外国の場合を除く。）</p> <p>「三・四 同上」</p> <p>(外国銀行代理業務に係る届出)</p> <p>第五十三条の四 「同上」</p> <p>「一〜五 同上」</p>

六 当該信用金庫連合会と所属外国銀行との間の当該届出に係る外国銀行代理業務（法第五十四条の二第一項第二号に掲げる業務に限る。次条、第五十三条の六及び第百条第一項第十号の二を除き、以下同じ。）の委託契約の内容を記載した書面

七 「略」

（外国特定金融関連業務会社の業務）

第六十六条の四 法第五十四条の二十三第六項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第六十四条第三項第二号、第七号から第九号まで及び第十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務とする。

（届出事項）

第百条 法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〜三 略」

四 第十七条第一号に規定する定款及び業務の種類若しくは方法の変更、同条第二号イからニまでに掲げる事項に係る定款の変更又は同条第四号に規定する定款若しくは業務の種類若しくは方法の変更をした場合

五 第十七条第二号ホに掲げる事項に係る定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

「イ〜ニ 略」

六 当該信用金庫連合会と所属外国銀行との間の当該届出に係る外国銀行代理業務（法第五十四条の二第一項第二号に掲げる業務に限る。次条、第五十三条の六及び第百条第一項第十号の三を除き、以下同じ。）の委託契約の内容を記載した書面

七 「同上」

（外国特定金融関連業務会社の業務）

第六十六条の四 法第五十四条の二十三第六項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第六十四条第三項第二号、第七号、第八号及び第十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務とする。

（届出事項）

第百条 「同上」

「一〜三 同上」

四 第十七条第一号に規定する定款及び業務の種類若しくは方法の変更、同条第二号イからニまでに規定する定款の変更又は同条第四号に規定する定款若しくは業務の種類若しくは方法の変更をした場合

五 第十七条第二号ホに規定する定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

「イ〜ニ 同上」

ホ 従たる事務所（イに規定する従たる事務所及びニに規定する出張所を除き、銀行法第十五条第一項に規定する休日以外の日の第二百二十九条第一項に規定する業務取扱時間の全部においてその業務を行うものに限る。）の設置をする場合

ヘ 出張所の種類の変更をする場合

ト 「略」

六 第十七条第二号ホに掲げる事項に係る定款の変更をした場合（前号イからトまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）

「七ノ八の二 略」

八の三 第五号イに規定する従たる事務所（出張所を除く。以下この号において同じ。）を当該従たる事務所以外の従たる事務所（第五号ホに規定する従たる事務所を除く。）としようとする場合

八の四 第五号イに規定する従たる事務所を当該従たる事務所以外の従たる事務所とした場合（同号ヘ又は前号に該当する場合を除く。）

「九ノ九の三 略」

「号を削る。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

ホ 「同上」

六 第十七条第二号ホに規定する定款の変更をした場合（前号イからホまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）

「七ノ八の二 同上」

八の三 第五号イに規定する従たる事務所を当該従たる事務所以外の従たる事務所としようとする場合

「号を加える。」

「九ノ九の三 同上」

十 法第五十三条第三項又は第五十四条第四項に規定する業務（金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をした場合

「十の二・十の三 同上」

「十・十の二 略」

<p>〔十一〕二十六 略〕</p> <p>二十七 金庫の事務所（出張所を除く。）の全部又は一部において、第二百二十九条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものの設置に係る場合及び第八号の三に該当する場合を除く。）</p> <p>二十七の二 金庫の出張所の全部又は一部において、第二百二十九条第三項の規定による業務取扱時間の変更をした場合（同条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものの設置に係る場合及び第八号の四に該当する場合を除く。）</p> <p>〔二十八〕三十八 略〕</p> <p>〔二〕五 略〕</p> <p>6 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 第一項第六号、第八号の二、第八号の四又は第二十七号の二に該当するときの届出</p> <p>〔三〕五 略〕</p> <p>〔七〕十一 略〕</p>	<p>〔十一〕二十六 同上〕</p> <p>二十七 金庫の事務所の全部又は一部において、第二百二十九条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものの設置に係る場合及び第八号の三に該当する場合を除く。）</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔二十八〕三十八 同上〕</p> <p>〔二〕五 同上〕</p> <p>6 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 第一項第六号、第八号の二又は第十号に該当するときの届出</p> <p>〔三〕五 同上〕</p> <p>〔七〕十一 同上〕</p>
--	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(届出事項)</p> <p>第百十一条 法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〇五の三 略」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>六〇六の三 「略」</p> <p>七 信用協同組合等の事務所(出張所(従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもつて事業が行われているものをいう。以下同じ。))を除く。)の全部又は一部において、第六十六条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合(同条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものの設置に係る場合及び第三十号に該当する場合を除く。)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(届出事項)</p> <p>第百十一条 「同上」</p> <p>「一〇五の三 同上」</p> <p>六〇六の二 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十五号まで(第十二号の二を除く。))に規定する事業(同法第九条の九第六項の規定により行う同法第九条の八第二項第六号から第十一号まで、第十三号から第二十二号まで及び第二十五号並びに第九条の九第六項第二号及び第五号に掲げる事業を含むものとし、金融庁長官が別に定めるものを除く。))の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をした場合</p> <p>六〇六の三 「同上」</p> <p>七 信用協同組合等の事務所(出張所(従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもつて事業が行われているものをいう。以下同じ。))を除く。)の全部又は一部において、第六十六条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合(同条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものの設置に係る場合及び第三十号に該当する場合を除く。)</p>

七の二 信用協同組合等の出張所の全部又は一部において、第六十六条第三項の規定による業務取扱時間の変更をした場合（同条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものの設置に係る場合及び第三十一号に該当する場合を除く。）

〔八〇二十五 略〕

二十六 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第四条第七号に掲げる事項について定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

〔イ〜ハ 略〕

ニ 出張所（イに規定する従たる事務所に該当するものを除く。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合

ホ 従たる事務所（イに規定する従たる事務所及びニに規定する出張所を除き、銀行法第十五条第一項に規定する休日以外の日の第六十六条第一項に規定する業務取扱時間の全部においてその業務を行うものに限る。）の設置をする場合

ヘ 出張所の種類の変更をする場合

ト 〔略〕

二十七 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同

〔号を加える。〕

〔八〇二十五 同上〕

二十六 〔同上〕

〔イ〜ハ 同上〕

ニ 出張所（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもって事業が行われているものをいう。第二十九号において同じ。）（イに規定する従たる事務所に該当するものを除く。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

ホ 〔同上〕

二十七 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同

<p>組合連合会の事業に関する内閣府令第四条第七号に掲げる事項について定款の変更をした場合（前号イからトまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）</p> <p>〔二十八・二十九 略〕</p> <p>三十 第二十六号イに規定する従たる事務所（出張所を除く。以下この号において同じ。）を当該従たる事務所以外の従たる事務所（第二十六号ホに規定する従たる事務所を除く。）としようとする場合</p> <p>三十一 第二十六号イに規定する従たる事務所を当該従たる事務所以外の従たる事務所とした場合（同号へ又は前号に該当する場合を除く。）</p> <p>〔2～6 略〕</p> <p>7 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 第一項第七号の二、第二十七号、第二十九号又は第三十一号に該当するときの届出</p> <p>〔三・四 略〕</p> <p>〔8～11 略〕</p>	<p>組合連合会の事業に関する内閣府令第四条第七号に掲げる事項について定款の変更をした場合（前号イからホまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）</p> <p>〔二十八・二十九 同上〕</p> <p>三十 第二十六号イに規定する従たる事務所を当該従たる事務所以外の従たる事務所としようとする場合</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>〔2～6 同上〕</p> <p>7 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 第一項第六号、第二十七号又は第二十九号に該当するときの届出</p> <p>〔三・四 同上〕</p> <p>〔8～11 同上〕</p>
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

(保険業法施行規則の一部改正)

第四条 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(外国特定金融関連業務会社の業務)</p> <p>第五十七条の四 法第百六条第六項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十六条の二第二項第十三号及び第二十二号から第二十三号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務とする。</p>
改正前	<p>(外国特定金融関連業務会社の業務)</p> <p>第五十七条の四 法第百六条第六項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十六条の二第二項第十三号、第二十号、第二十一号及び第二十三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務とする。</p>

附 則

この府令は、令和六年五月十八日から施行する。